

30茅資循第51号
平成30年8月21日

茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会
会長 安齋 寛 様

茅ヶ崎市長 服部 信明



ごみの減量に向けた施策について（諮問）

茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第2条の規定により、次のとおり諮問いたします。

1. 諮問事項

ごみの減量に向けた施策について

2. 諮問理由

本市のごみ排出量は減少傾向にはあるものの、ごみの排出状況の分析結果を見ると、分別が十分に徹底されていない実態もあり、まだまだごみを削減する余地が残されております。また、本市には、最終処分場の使用期限後に必要となる灰の処分、老朽化に伴うごみ処理施設の整備、それらに伴い増加する経費への対応など、解決しなければならない課題もございます。将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくためには、ごみの減量をより一層推進し、課題解決につなげていかなければなりません。

このような背景から、今後ごみの減量に向け、優先的に取組を進める施策（啓発の強化、資源化の推進）や、本格的に検討を行う施策（家庭ごみの有料化、戸別収集）の内容について整理を行った上で、平成31年10月を目途に施策の実施方針をお示ししてまいります。

現在、剪定枝の資源化等の施策についてすでに検討を開始しているところですが、新規施策については新たな経費が伴うことから、本市の厳しい財政状況を踏まえると、費用対効果や事業手法等の十分な検証が必要となります。また、家庭ごみの有料化については、ごみの減量につながる有効な方策である一方、市民生活への影響も大きいと、対象とするごみの種別や手数料の体系、低所得者等に対する配慮等といった具体的な内容について、市民の意見も取り入れながら、併用施策である戸別収集と併せ慎重な議論を進めていく必要がございます。

つきましては、ごみの減量をより一層推進するために今後展開すべき施策の内容について、審議会として幅広い御見識と多角的な視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

3. 答申希望時期

平成31年3月

（事務担当 環境部資源循環課資源循環担当）